

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、建設業を通じて社会資本の充実に貢献するとともに、継続的な成長・発展を図るため、経営の意思決定と業務執行において、適法性、透明性、迅速性、効率性の高い経営を目指し、株主並びに利害関係者の期待に応えていくことを最重要課題と考えております。このため、経営機能、業務執行等の職務を取締役及び監査役が的確に監督・監査する体制を築き、取締役、監査役、及び全社員がコンプライアンスの意識向上に努め経営を実践することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】株主総会招集通知

電子行使を可能とするための環境づくりについては、当社の株主総会における議決権行使率が例年85%前後で推移しているため、現時点においては従来通りの運用を継続していくことを考えております。招集通知の英訳については行っておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則3 - 1 - 2】英語での情報開示・提供

株主における海外投資家比率は相対的に低い状況であることから、英語版ホームページや英訳版株主総会招集通知等を開示しておりませんが、今後の株主構成等を勘案し、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 8 - 1】独立社外者のみを構成員とする会合

独立社外取締役を含む、各取締役は取締役会において積極的に議論し、活発な意見交換を通じて、その独立した客観的な立場からの発言の責務を十分に果たしていると考えており、独立社外取締役のみを構成員とする会合は予定しておりません。

【補充原則4 - 8 - 2】筆頭独立社外取締役の決定

社外取締役は、それぞれの経験、立場から監査役も出席する取締役会で積極的に議論し、活発な意見交換を行っております。また、電子メール等を通じ、必要な情報提供等はなされており、経営陣との連絡・監査役会との連携は充分に図れていると考えております。

【補充原則4 - 10 - 1】任意の諮問委員会の設置

取締役、監査役候補者の指名及び執行役員を選任については、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績・経験・能力等を総合的に勘案した上、決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会において適切に決定されております。以上の理由から、現時点では諮問委員会等の設置は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

取締役会の実効性の分析・評価については、各取締役による評価及び意見をもとに、取締役会全体の実効性等について討議及び評価を行い、取締役会の改善等に活用しておりますが、開示についてはその内容・範囲等について課題もあることから、慎重に検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4】いわゆる政策保有株式

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引の維持・強化の保有目的等の合理性等を考慮し、決定しております。また、当社の持続的発展に必要などうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で投資可否を判断しております。議決権行使につきましては、当社の中長期的な企業価値向上の観点から議決権を行使しております。

【原則1 - 7】関連当事者間の取引

当社取締役と取引を行う場合には、取締役会規程等に基づき、主要株主等と取引を行う場合には、所定の社内手続きにより取引の重要性等を勘案して、それぞれ取締役会で審議しております。

【原則3 - 1】情報開示の充実

1. 経営理念・戦略・経営計画

会社の経営理念や経営戦略等については、当社ホームページのIR情報(URL;<http://www.koatsuind.co.jp/002/002.htm>)に掲載しております。

2. ガバナンスの基本的な考え方と基本方針

上記「1. 1 基本的な考え方」に記載のとおりです。

3. 役員報酬の決定方針・手続

取締役の報酬の総額(限度額)については、取締役会の承認を経た上で株主総会にて決議いただいております。また、個別の取締役報酬については、各役位の役割と責任に応じた報酬体系としております。

4. 役員選任(指名)の方針・手続

取締役及び監査役候補者指名においては、取締役・監査役としての業務上の専門性に基づく知識・経験・能力のバランスを考慮し、的確かつ迅速な意思決定ができること、人望等その人間性及び法令・企業倫理の遵守に徹する見識を有する事を基準に選任しております。上記方針に基づき、取締役は取締役会の審議を経て、監査役は監査役会の同意と取締役会の審議を経て指名しております。

5. 役員個々の選任・指名の説明

取締役等の選任理由につきましては、当社ホームページのIR情報「投資家情報」(URL:<http://www.koatsuind.co.jp/002/002.htm>)に記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

経営方針の最終決定や法令・定款及び取締役会規程に基づく重要事項決定・業務執行状況の監督機関としての取締役会と経営上重要な事項について取締役会議の事前審議を行う経営会議を設け、経営方針の決定を行っております。重要事項決定と業務執行は分離して、業務執行は業務執行取締役と執行役員が行う体制となっております。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、独立社外取締役を2名選任し、東京証券取引所に独立役員として届出しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社の独立社外取締役を選定するための独立性基準は、会社法に定める社外取締役の要件に従い、東京証券取引所が定める独立性基準を準用しており、2名の社外取締役を独立役員として東京証券取引所に届出しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成に関する考え方

当社取締役会の構成人数は、定款で10名以内と定め、事業活動の適切かつ機動的な意思決定と業務執行の監視・監督ができるよう、各事業分野の専門的な見識・経験を有する者及びステークホルダーの視点等を考慮して構成しており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性は確保されていると考えております。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役の兼任

当社では、取締役及び監査役の重要な兼任状況を株主総会招集通知で開示しております。現在、取締役及び監査役における他の上場会社の役員の兼任は合理的な範囲にとどめております。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会の議題、運営及び機能等について、各取締役による評価及び意見をもとに、取締役会全体の実効性等について討議及び評価を行い、取締役会の改善等に活用しております。また、取締役会の議題に対して経営判断の原則に則り更なる活性化の必要性を認識しておりますが、全体として概ね適切に運営されており、取締役会全体の実効性は確保されていると考えております。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング

当社は、取締役・監査役に対するトレーニング材料として、経営管理・監査機能が十分に発揮されるように、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。社外取締役および社外監査役に対し、取締役会での関連情報の提供・解説を通じて当社の事業内容についての知識の習得を支援しています。また、全ての取締役・監査役に対し、役員として必要な基本知識を学ぶための外部の教育訓練を斡旋し、費用を負担するとともに、各事業内容・事業戦略と会社法等の関連法規について、各業務担当者と取締役との説明会を行う等、取締役・監査役としての役割と責務についての理解を深める機会を随時提供しています。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

当社はIR担当部署を管理部とし、管理本部長が統括することで、株主との建設的な対話に臨んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 植村組	67,900	8.93
株式会社 ガイアテック	67,876	8.93
株式会社 南日本運輸建設	49,460	6.51
コーアツ工業共栄会	47,800	6.29
株式会社 日本地下技術	42,480	5.59
コーアツ工業従業員持株会	34,190	4.50
株式会社 鹿児島銀行	24,000	3.16
鹿児島リース 株式会社	24,000	3.16
南日本開発 株式会社	20,088	2.64
共栄火災海上保険 株式会社	20,000	2.63

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、福岡 既存市場
決算期	9月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
田村 英晴	他の会社の出身者													
御領 敏博	他の会社の出身者													
福元 紳一	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村 英晴		当社の管理業務を委託している企業の業務執行取締役であります。	開発事業や企業の再編等の豊富な経験と高い見識を有しており、当社の経営を客観的、中立的な立場からの確かな助言を経営に活かせるためであります。当社の主要な取引先及び当社を主要な相手とする取引先でないことから、社外取締役としての独立性は確保されていると判断しております。
御領 敏博		当社との間でリース取引を行っている企業の元業務執行取締役であります。	金融機関における長年の経験と豊富な知識を有しており、当社の経営を客観的、中立的な立場からの確かな助言を経営に活かせるためであります。現在は当社の取引先を退職されており、一般株主と利益相反は生じるおそれがないと判断し、独立役員と指定いたしました。

福元 紳一	当社の顧問弁護士事務所の代表者であります。	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、事業に有益な助言を行っております。当社は弁護士報酬等の支払がありますが、当社と関係を有しない他の事業者と同様の条件によるものであり、かつ多額なものでないことから、一般株主と利益相反は生じるおそれがないと判断し、独立役員と指定いたしました。
-------	-----------------------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役は会計監査人より期首に提出された会計監査計画書(案)に対して必要があれば意見を述べ、計画書を作成しております。また、第2四半期及び本決算期の監査報告会に出席し定期的に報告を受けるとともに、必要がある際は随時的に打合せを行っております。

当社は内部監査組織として社長直属の内部監査室を設置し、当社グループの監査年次計画により各部署における会計監査・業務監査・組織及び制度監査・関係会社監査を行っております。監査の実施にあたり監査役との調整を行い、必要に応じて内部監査機関連携協議し監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石堂 和雄	他の会社の出身者													
松野下 剛市	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

石堂 和雄	当社の建設工事の取引関係のある企業の代表取締役であります。	長年にわたり他の建設会社の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を客観的、中立的な立場からの確かな助言を経営に活かせるためであります。当社との取引関係は、関係のない他の会社と同様の条件で、取引額も多額でないことから、社外取締役としての独立性は確保されていると判断しております。
松野下 剛市	当社の決算税務代行を行っている会計事務所共同代表者であります。	公認会計士及び税理士として豊富な経験と高い見識を有しており、事業に有益な助言を行っております。当社は税務代理報酬等の支払があります。当社と関係を有しない他の事業者と同様の条件によるものであり、かつ多額なものでないことから、一般株主と利益相反は生じることがないと判断し、独立役員と指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
<p>当社は年間の報酬額の基本とし通期目標利益達成度が高い場合は利益処分として役員賞与を支給する場合があります。役員退職慰労金の制度は平成18年12月をもって廃止しました。</p>	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない								
該当項目に関する補足説明									
<p>平成29年9月期に取締役・監査役に支払った報酬の総額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>社内取締役の年間報酬総額</td> <td>18百万円</td> </tr> <tr> <td>社外取締役の年間報酬総額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>社内監査役の年間報酬総額</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>社外監査役の年間報酬総額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の報酬限度額は、平成10年12月18日開催の定時株主総会において年額80百万円以内(ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。 2. 監査役の報酬限度額は、平成8年9月5日開催の臨時株主総会において年額15百万円と決議いただいております。 3. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分給とは含まれておりません。 		社内取締役の年間報酬総額	18百万円	社外取締役の年間報酬総額	3百万円	社内監査役の年間報酬総額	6百万円	社外監査役の年間報酬総額	1百万円
社内取締役の年間報酬総額	18百万円								
社外取締役の年間報酬総額	3百万円								
社内監査役の年間報酬総額	6百万円								
社外監査役の年間報酬総額	1百万円								
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり								
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容									

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、役位別に定められた基準額を適用し、役員各人別の報酬額を取締役会における取締役全員の同意(監査役報酬は監査役会協議において)により決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は常勤監査役を配置しており、社内の重要会議(取締役会、営業会議、幹部会議等)、及び監査法人による決算報告会(年2回)へ出席し、各会開催毎に報告・指摘事項等を取りまとめ、議事録・報告書の作成を行い社外監査役へ報告書を郵送することで情報を伝達しております。また、5月・8月・10月・11月・12月・2月に監査役会を開催しております。
なお、議事録・報告書は常勤監査役により保管管理を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)

当社の取締役会は、法令・定款に定められた事項に限定せず、経営基本方針やその他の経営に関する重要事項を決定する最高意思決定機関であるとともに、業務執行の監督機関として位置づけており、社内取締役5名、社外取締役3名で構成されております。

(執行役員制度)

当社は平成14年12月より、経営上の意思決定と業務執行機能の区分をより明確にするため執行役員制度を導入し、6名の執行役員がおります。

(監査役会)

当社は監査役制度を採用し、監査役3名のうち社外監査役は2名であり、監査の独立性を確保するとともに、経営の執行を監視するため取締役会等の重要な会議に出席しております。

(内部監査室)

当社は内部監査部門として社長直属の内部監査室を設置しております。現在専任者1名で行っていますが、必要ある場合は、内部監査室以外の社員を臨時に任命する体制をとっており、監査役、会計監査人と連携し、各部署に対しての評価・指導をする体制を整えております。

(ISO・コンプライアンス室)

当社は内部統制のより一層の充実とコンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、主管部署として「ISO・コンプライアンス室」を設置するとともに、当社グループの横断的なコンプライアンス体制として「コンプライアンス・リスク管理委員会(事務局:ISO・コンプライアンス室)」を整備し、その充実・強化の推進に努めております。

(会計監査法人)

当社は会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを選任しております。当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

前事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係わる補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員:川畑秀二、西元浩文

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名 その他 5名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であります。監査役3名のうち2名が社外監査役であり、十分に社外からの経営監視機能は強化され、有効に機能していると判断しております。

また、取締役8名のうち3名が社外取締役であり、取締役会において独立的な立場から経営に対する積極的な助言と監督を行っており、外部からの客観的な立場での経営全般に対する経営監視機能は十分に機能していると判断し、現行体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知を法定期日より前に発送しております。また、招集通知の発送に合わせて、招集通知に記載する情報を当社HPおよび東証ウェブサイトに開示しております。
その他	株主総会議案の議決結果の公表につきましては、株主総会終了後、臨時報告書を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示した情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR専任部署は設置しておりませんが、IR担当部署は管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の経営理念や経営基本方針に規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得している他、鹿児島市「まち美化推進団体」の一員として地域の清掃活動や工事作業所での現場見学会を自主的に実施しており、当社HPを通じて開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、子会社も含め「1.人と自然の調和を図り、うるおいのある環境づくりで社会に貢献する。2.社員は誠実をモットーに、社会に役立つ積極的な行動をおこす。」という企業理念のもと、平成18年に「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、その実効性を確保するための体制の維持及び継続的な改善を図っております。

この際、根拠規程として「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、社会的責任を追究する企業統治の確立を目的としてコンプライアンスの徹底を図るため、以下に示す体制を整備しております。

2. 整備状況

- (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社グループの役員及び使用人は、社会構成員として法令・定款を遵守し適合する事を確保するため、社会の一員として社会倫理の遵守を企業活動の基本とし、企業理念、企業行動規範、企業行動基準に則した実践的運用と徹底を行う体制を構築する。
 - (ロ) 当社グループの役員は、社会規範・倫理並びに法令などの遵守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図るため、コンプライアンス・リスク管理規程の定めに従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
 - (ハ) 代表取締役は、管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、コンプライアンス体制の構築・維持並びに整備にあたる。あわせて法令遵守上疑義のある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。この通報については、通報者の希望により匿名性を保証し、通報者に不利益がないことを確保する。
 - (ニ) コンプライアンスの主管部署としてISO・コンプライアンス室を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - (ホ) 監査役と内部監査室は連携を密にし、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、問題の把握と改善に努める。この際、内部監査室は定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、代表取締役及び監査役に適宜報告する。
 - (ヘ) 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。また、反社会的勢力からの接触があった場合には、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規程に基づき作成・保存する。また、これらの管理状況については監査役の監査を受ける。
 - (ロ) 取締役及び会計監査人からの閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な状態として本社において保管する。
 - (ハ) 法令及び適時開示規則に基づき必要な情報開示を行う。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 代表取締役は、管理本部長をリスク管理に関する統轄責任者に任命し、取締役会において各部門のリスクマネジメント業務を協議し、リスクマネジメントの基本方針、推進体制を決定する。
 - (ロ) 全社的なリスクを統括的に管理する部門を設定する。各部門においては基本方針・関連規程等に基づき、各部門のリスク管理体制を確立する。
 - (ハ) 監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、取締役及び業務執行責任者等の職務分掌に基づき、各取締役及び業務執行責任者に業務の執行を行わせる。
 - (ロ) 取締役の職務執行が効率的に行われる事を確保するための体制の基礎として、取締役会を定例的(月1回)に開催する。また、この取締役会は必要に応じて臨時に開催する。
 - (ハ) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
 - (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (5)-1 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制、並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 子会社の代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して職務の執行状況を報告する。
 - (ロ) グループ会社に関する一定の事項については、当社の取締役会における承認を要するものとする。
 - (ハ) 内部監査室は、グループ会社における内部監査を実施又は統括し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、代表取締役及び監査役に報告する体制を構築する。
 - (ニ) 当社グループにおけるリスク管理に関する重要な方針は、取締役会その他の重要な機関において決定するものとする。
 - (5)-2 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、並びに子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - (イ) 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループの企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範・規則を「関係会社管理規程」として整備する。
 - (ロ) 当社グループに属する会社間の取引は、法令・企業会計原則・税法その他社会規範に基づく適切なものでなければならない。
 - (ハ) 取締役及び業務責任者は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ各社が適切な内部統制システムの整備及び運用を行うよう指導する。
 - (ニ) 子会社の代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席して職務の執行状況を報告する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (イ) 監査役を補助すべき使用人として当社の使用人から監査補助者を任命する。
 - (ロ) 監査役補助者の任命、解任等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する事とし、取締役からの独立性を確保する。

- (7) 監査役の上記(6)の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役の指示命令に従うとともに、使用人の所属部署に関わる監査補助は行わない事とする。
- (8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
(イ) 取締役及び業務執行責任者は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
(ロ) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失・悪影響を与える事項、またはその恐れがある事項及び違法・不正行為について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。
(ハ) 監査役は必要に応じていつでも、取締役及び使用人に対して業務に関する書類の提示を求めることができるものとする。
(ニ) 監査役は取締役会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の会社重要会議に出席して報告を受ける。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(イ) 当社及び子会社は、当社グループの使用人に対し監査役が出席するコンプライアンス・リスク管理委員会に直接通報するよう周知徹底するとともに、その通報行為に対して不利益を課さない旨をコンプライアンス・リスク管理規程に明記する。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(イ) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等は、毎期の利益計画に一定額の予算を設ける。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(イ) 監査役会と代表取締役社長が相互の意思疎通を図るための定期的な意見交換会を設定する。
(ロ) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。
(ハ) 監査役は、会計監査人の年次「監査計画概要書」について事前に確認し、会計監査人の監査方法・結果の正当性を判断するとともに、定期的に監査結果の報告を受ける。
(ニ) 監査役と会計監査人が相互に連携し、効率的な監査のできる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団等の反社会的勢力に対しては一切関係を持たず、これらと関わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行いません。さらに、地域の警察署管内企業防衛連絡協議会に加入し、県公安委員会主催の講習等にも積極的に参加して反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

また、反社会的勢力による不当要求、妨害行為が発生した場合は、本社管理部を対応部署として顧問弁護士及び警察署と連携して対処することにしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

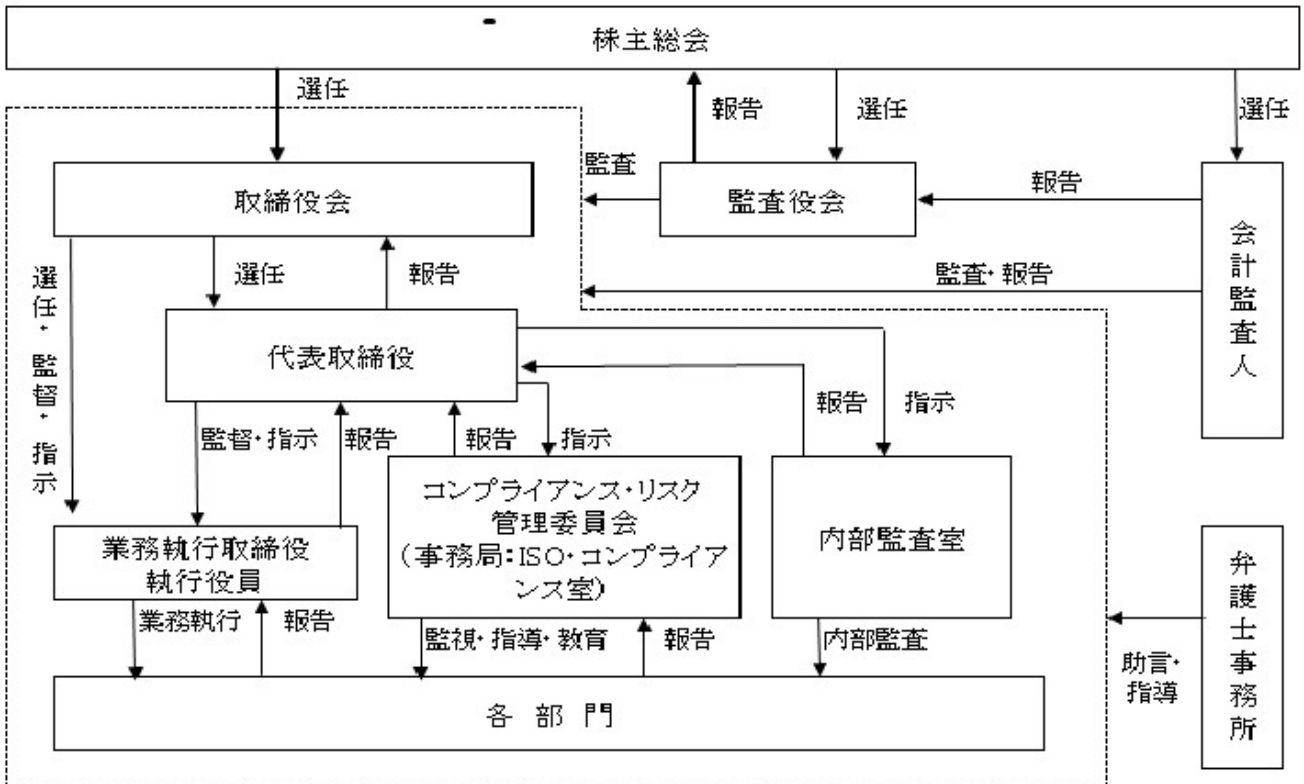
該当項目に関する補足説明

当社としましては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はしていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

参考資料「模式図」をご覧ください。

【 参考資料：模式図 】



【 適時開示に対する社内体制 】

当社は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、「適時開示規則」という)に基づく情報取扱責任者に管理本部長をおき、会社情報の適切な管理かつ公平な開示に努めております。当社企業グループにおいて適時開示の対象となる重要な事実が発生した場合、当社各部門及び子会社は速やかに管理部を通じ、情報取扱責任者である管理本部長に発生の事実の報告を行っております。さらに情報取扱責任者は当社の社内規程に基づき、必要に応じて取締役会の招集を行います。また、適時開示担当部署である管理部に適時開示規則に基づく適時開示基準の確認を指示し、開示の要否について検討・判断を行います。適時開示が必要であると判断した場合、情報取扱責任者は遅滞なく管理部に指示し適時開示を行っております。

【適時開示に係る社内体制】

